

令和7年10月16日から利用しやすいよう一部制度を変更しました！

ぐんま賃上げ 促進支援金

申請期限

令和8年 **1/31** (土) まで

※予算なくなり次第終了

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合

40人分、最大200万円の支援金を支給します。

※改定後の最低賃金額の適用時期である

令和8(2026)年3月を待たず、3%又は5%以上の賃上げを
年内に実施した場合、本支援金を活用出来ます。

＋【館林市連携】従業員1人あたり1万円を上乗せ

※2%以上5%未満の賃上げ率の場合、市独自支援として従業員1人当たり2万円を支給



支給額

賃金を**5%以上**引き上げた場合

1人あたり**5万円**、最大**40人分**

「小規模な事業者」のみ 次の特例を利用できます！

賃金を**3%以上**引き上げた場合

1人あたり**3万円**、最大**20人分**

申請回数

申請上限に達するまで何度でも申請できます！

対象期間

令和7年4月1日から**令和7年12月31日まで**に賃上げを実施

支給対象者

県内に事業所を有する中小企業等

※医療法人、社会福祉法人、農業法人等もご利用いただけます。

申請方法

特設サイトから申請

<https://gunma-chinage.pref.gunma.jp/>



館林市では、上乗せを実施しています。※詳細は特設サイトをご確認ください。

支援金についてのお問い合わせは下記へお願いします



050-6883-8771

受付時間 9:00～17:00
(土・日・祝を除く)